

株主の皆様へ

第74回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
会社の体制及び方針
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

2022年3月3日

D M G 森 精 機 株式会社

(証券コード6141)

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
当連結会計年度において会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2021年6月30日
新株予約権の数(個) ※	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	当社普通株式15,424,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,593 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年7月30日 至 2024年7月2日 (行使請求受付場所現地時間) (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,593 資本組入額 1,297 (注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円) ※	39,746

※新株予約権付社債の発行時(2021年7月16日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
2. (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
(ロ) 転換価額は、2,593円とする。
(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数

をいう。

$$\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} 1 \text{株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array} \\ \hline \text{既発行株式数} + \text{時 価} \\ \hline \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 2021年7月30日から2024年7月2日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2024年7月2日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 各本新株予約権の一部行使はできない。
6. (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社に対して、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社

債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記2(ハ)と同様の調整に服する。
 - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、社員ハンドブック、輸出管理プログラム、環境・労働安全衛生・品質マネジメントシステム、などの各種行動規範規定・ルールにより、取締役、執行役員、役職員の具体的な行動に至る判断基準を明示しております。

取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育、横断的な統括などにおいて、実行機能しうる体制としております。

反社会团体による組織暴力に対しては、組織として毅然とした対応をし、反社会的勢力を排除することを基本方針として取り組んでおります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営協議会議事録、執行役員会議事録、各部門会議事録、及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報などを管理・保存しており、また、取締役及び監査役はこれら情報を文書又は電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。

「取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する規程」を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、マネジメントシステムによる環境・労働安全衛生・品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務上でのリスク管理などを実践しております。

取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、取締役社長が統括責任取締役及びカテゴリー毎に責任取締役を任命し、同会がグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理していける体制づくりに取り組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。また、取締役を補佐し、より迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入しております。

① 電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定

② 取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議における取締役、執行役員、及び幹部職員の執行状況報告と監査役による職務執行監視

③ 取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議による事業計画の策定、事業計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期毎業績管理の実施

④ 取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議による月次業績のレビューと改善策の実施

- (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社子会社においても、その性質及び規模に応じて当社と同様の経営システムを適用し、又は準拠することで、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

そのうえで当社は、電子稟議書・週報システムの連結ベース運用、連結ベースでの各種定例会議、取締役社長並びに担当取締役の定期・不定期訪問、子会社定期内部監査などを通じて子会社・関連会社の業務を把握し、その適正を確保することに努めております。

具体的には、当社取締役の1名以上が子会社の取締役又は監査役を兼任することで、子会社の取締役会及びその他重要会議に出席し、子会社の取締役及び業務を執行する社員からの職務の執行に係る事項の報告を把握できる体制としています。

また、当社の内部監査部門が子会社の性質や規模に応じた合理的な内容で、子会社のリスク管理の状況についての監査を実施するとともに、子会社からの報告については、報告内容及び子会社の規模に応じて、監査役による子会社監査時及び子会社監査役などとの監査情報連絡会などで情報を共有できる体制を構築しております。

上記報告体制・監査体制を前提に、当社社長直轄部門、管理本部、人事本部及び経理財務本部をグループ全体の内部統制に関する担当部門として、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を進めております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現状監査役を補助する専任の職員を1名以上配置しております。

補助職員の人事異動、評価などは監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的な意見交換を実施しております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役が、取締役会、経営協議会、執行役員会、各部門会議などの定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取し、必要に応じ取締役、執行役員、又は役職員などに報告を求めています。

取締役、執行役員及び役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役会又は監査役に当該事実を報告することとし、「監査役監査の実効性確保に関する規程」を整備しその詳細を明示しております。また、監査役会又は監査役は取締役、執行役員、又は役職員などに対し報告を求めることができるものとしております。

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

- (8) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとします。

- (9) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会又は監査役が、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。

今後ともこのような体制を維持し継続してまいります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス・教育

コンプライアンスに関しては、当社グループの営業地域毎にコンプライアンス担当者を設置し、これを組織化しております。これにより、地域毎のコンプライアンス推進とグループ内での整合性のあるコンプライアンス体制の構築を進めました。2020年7月からは、多言語対応の内部通報制度を整備し、海外でのコンプライアンス体制を強化いたしました。また、中国生産機のインドへの輸出やインドでの生産委託等の海外生産拠点の拡大が進んだことから、輸出管理については業務フローの見直しや更新を行いました。

コンプライアンス教育に関しては、すべての新入社員及び中途採用社員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。他の従業員に対しても階層別に一般的なコンプライアンス研修に加えて知的財産研修等、必要な研修・教育を実施いたしました。特に当社にとり重要なリスクとなる輸出管理については当社の輸出管理プログラムの周知徹底のため、新入社員研修、中途採用社員研修、階層別研修に加えて、関連部門を対象として輸出管理研修を実施するとともに、特に厳格な輸出管理が必要な国・地域に対しては、例年行っていた訪問研修に替えてWeb上での研修により、知識向上と啓蒙活動を実施いたしました。

(2) 重要会議の開催状況

取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、その適正性及び効率性を高めるために、社外取締役、社外監査役が出席する形式での取締役会を10回開催いたしました。

この他、取締役及び常勤監査役により構成される経営協議会を13回、執行役員会を8回開催し、全社的なリスクの把握・管理をいたしました。また、輸出管理委員会を13回開催し、輸出管理上のリスクの把握・管理をいたしました。

(3) 内部監査部門

当社では、内部監査部が当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況をモニタリングし、改善を進めております。

国内外子会社を含む46社に対してJ-SOXを展開し、そのうち重要な子会社とは定期的に情報共有を図っております。

国内においては国内テクニカルセンタ統廃合に伴い従来の拠点訪問監査に代えて営業・サービス部門へのデジタルでの監査を実施しております。国内主要子会社（4社）に対しては子会社監査を実施し、また、これらの子会社とは定期的の子会社内部監査室連絡会を開催し情報共有しております。海外においては米州・アジアの子会社各拠点に対する訪問監査がCOVID-19の影響で実施できないことから、書類監査等を実施いたしました。

この他、内部者取引監査、事業所法令監査、輸出管理監査、下請法監査、情報セキュリティ監査等を実施いたしました。

当社にとって最大リスクの一つである輸出管理については、年2回の監査を実施し、法令違反の防止に努めております。また、昨今急速にリスクが高まっている情報セキュリティについては関係全部署を往査し情報漏洩を防止すべく監視を強化しております。

なお、内部監査部門の監査結果は、代表取締役に報告するとともに監査役へも定期報告を実施し、情報を共有しております。

(4) 監査役監査

社外監査役を含む各監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会をはじめとする重要会議へ出席する他、代表取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的に面談することにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況の確認をしております。

監査役は、主要な開発・生産拠点、営業拠点及びグループ子会社への実地監査を定期的に実施いたしました。この他、常勤監査役は、当社幹部である執行役員と定期的に面談の機会を設けて情報交換を行っております。

連結持分変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	ハイブリッド 資本	自己株式	利益剰余金
2021年1月1日残高	51,115	—	118,735	△3,735	40,452
当期利益					13,460
その他の包括利益					
当期包括利益	—	—	—	—	13,460
ハイブリッド資本の発行			30,000		
ハイブリッド資本の発行費用			△282		
ハイブリッド資本の返済		△300	△29,699		
ハイブリッド資本所有者への支払額					△2,123
自己株式の取得				△0	
自己株式の処分		△325		1,846	
配当金					△2,488
資本剰余金と利益剰余金間の振替		849			△849
株式報酬取引		58			
転換社債型新株予約権付社債の発行					
連結子会社の増資による持分の増減		△71			
連結子会社の減少による非支配株主持分の増減					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△226			
連結子会社株式の売却による持分の増減		3			
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替					4,365
所有者による拠出及び所有者への配分合計	—	△11	18	1,845	△1,095
非支配持分の取得及び処分		11			
子会社等に対する所有持分の変動額合計	—	11	—	—	—
2021年12月31日残高	51,115	—	118,753	△1,889	52,817

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の資本の 構成要素	合計		
2021年1月1日残高	△21,148	185,420	4,475	189,895
当期利益		13,460	△229	13,231
その他の包括利益	17,769	17,769	△15	17,754
当期包括利益	17,769	31,230	△244	30,985
ハイブリッド資本の発行		30,000		30,000
ハイブリッド資本の発行費用		△282		△282
ハイブリッド資本の返済		△30,000		△30,000
ハイブリッド資本所有者への支払額		△2,123		△2,123
自己株式の取得		△0		△0
自己株式の処分	△132	1,988		1,988
配当金		△2,488	△87	△2,576
資本剰余金と利益剰余金間の振替		—		—
株式報酬取引	△33	25	19	45
転換社債型新株予約権付社債の発行	253	253		253
連結子会社の増資による持分の増減		△71	71	—
連結子会社の減少による非支配株主持分の増減		—	△84	△84
連結子会社株式の取得による持分の増減		△226	93	△133
連結子会社株式の売却による持分の増減		3	11	15
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	△4,365	—		—
所有者による拠出及び所有者への配分合計	△4,278	△3,522	22	△3,499
非支配持分の取得及び処分		11	△113	△102
子会社等に対する所有持分の変動額合計	—	11	△113	△102
2021年12月31日残高	△7,657	213,139	4,139	217,279

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき指定国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠し作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 128社

(2) 主要な連結子会社の名称

DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT、DMG MORI USA, Inc.、DMG MORI MANUFACTURING USA, INC.、DMG森精機（天津）機床有限公司、DMG森精機セールスアンドサービス株式会社、株式会社マグネスケール、株式会社太陽工機

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 11社

(2) 主要な持分法適用の関連会社の名称

DMG MORI Finance GmbH

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社及び一部を除く在外連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。なお、一部の在外連結子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

①金融資産

(a) 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しております。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

(b) 分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定される金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式等の資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しております。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えております。なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しております。

また、以下の要件をともに満たす負債性金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。それ以外の負債性金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収及び資産の売却を目的とした事業モデルに基づいて、資産が保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日毎に評価し、著しく増加していない場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しております。

なお、営業債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

(d) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しております。

②金融負債

(a) 当初認識及び測定

金融負債は、当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。全ての金融負債は当初認識時に公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(b) 分類及び事後測定

金融負債については、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債、もしくは償却原価で測定される金融負債に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しております。

償却原価で測定される金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時点で認識を中止しております。

③金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ、純額で決済するかもしくは資産の実現と債務の決済を同時に実行する意思を有している場合にのみ連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④非金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。

正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

個別法を採用している棚卸資産を除き、原価の配分方法は、原則として平均法を採用しております。

以下の棚卸資産は個別法を採用しております。

(i) 代替性がない棚卸資産

(ii) 特定のプロジェクトのために製造され、かつ、他の棚卸資産から区分されている棚卸資産

(b) 有形固定資産

有形固定資産は原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、その資産の取得に直接付随するすべての費用を含んでおります。修繕費用は発生した会計期間の費用として認識しております。

(c) のれん及び無形資産

無形資産は原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

子会社の取得により生じたのれんは「のれん」に計上しております。のれんの償却は行わず、毎期の減損テストにより必要な場合は減損損失を認識いたします。なお、のれんの減損損失戻入は行っておりません。

開発活動で発生した費用は、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しております。

(i) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性

(ii) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図

(iii) 無形資産を使用又は売却できる能力

(iv) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法

(v) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術、財務上及びその他の資源の利用可能性

(vi) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定する能力

上記資産計上の要件を満たさないものは発生した会計期間の費用として認識しております。

(d) リース

(借手側)

リース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。また、連結財政状態計算書において、リース負債を「その他の金融負債」に含めて表示しております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整して測定を行っております。使用権資産は、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で規則的に償却しております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(貸手側)

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するリースをファイナンス・リース取引に分類し、それ以外のリースはオペレーティング・リース取引として分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、対象となる資産の認識の中止を行い、リース料総額の現在価値で正味リース投資未回収額を認識及び測定しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって収益として認識しております。

(e) 非金融資産の減損

当社グループは、耐用年数を確定できない無形資産及びのれん以外の資産について、期末日において減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積り、必要に応じて資産の帳簿価額を修正いたします。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

耐用年数を確定できない無形資産及びのれんについては、定期的な償却計算を行わず、毎年、減損の兆候の有無に関らず減損テストを実施しております。減損損失は、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に認識いたします。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

見積られた将来キャッシュ・フローに基づく現在価値の計算は、主に将来の販売価格又は販売量及び費用の仮定に基づいております。

のれん以外の固定資産については、毎年減損の戻入れの兆候について検討を行い、戻入れが必要な場合には、償却分を調整した当初の帳簿価額を超えないように新たに見積った回収可能価額を上限として、損失の戻入れをいたします。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（使用権資産を除く）

使用可能となった時点より開始され、以下の見積耐用年数にわたって定額法により行っております。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～30年
工具、器具及び備品	2～23年

②無形資産（使用権資産を除く）

その他の無形資産の減価償却は以下の見積耐用年数にわたって定額法により行っております。

開発により生じた無形資産	2～10年
ソフトウェア及びその他の無形資産	1～5年
顧客関連資産	概ね15年
技術資産	概ね6年
商標権（耐用年数を確定できるもの）	30年

資産化された開発費の償却は、プロジェクトの終了時点より開始され、当該開発資産が正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間にわたり定額法により行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的又は推定的債務を有しており、その債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

また、引当金の金額は期末日において債務を履行するとした場合の最善の見積りを用いて行っております。

引当金については、時間的価値の影響が重要な場合には、現在価値に割り引いて認識しております。現在価値への割引においては、貨幣の時間的価値の現在の市場評価と当該引当金に特有のリスクを反映させた割引率を使用しております。

(4) 退職後給付制度の会計処理方法

確定給付制度債務の現在価値及び当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式に基づき計算しております。

当該方式のもと、報告期間の末日において認識又は発生したこれらの年金及び年金の権利を認識するのみならず、退職給付に影響する要素である退職給付や給与の将来的な増加も見積りにより考慮しております。

計算は独立した専門家の数理計算上の報告書により行われます。

確定給付型の制度に関する負債は、期末日時点の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額により認識しております。

退職給付債務の現在価値は、関連する年金債務の期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建ての優良社債の市場利回りに基づく割引後見積将来キャッシュ・フローで算定しております。

数理計算上の仮定の変更や実績に基づく調整により生じた数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益として認識した上で、即時に利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

確定拠出制度における掛金は、IFRSが当該掛金を資産の原価に含めることを要求又は許容している場合を除き、拠出すべき時期に純損益として認識しております。

確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定いたします。

(i) 当該確定給付制度の積立超過

(ii) 資産上限額 (アセットシーリング)

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建取引は取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。在外子会社の資産及び負債は期末日の為替レートで、収益及び費用は平均為替レートで日本円に換算しております。

在外子会社の計算書類から発生した為替換算差額は連結包括利益計算書のその他の包括利益で認識し、為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に計上しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートをを用いて換算しております。再換算又は決済により発生した換算差額は、その期間の純損益で認識しております。

在外子会社の取得に伴い発生したのれん及びその他の無形資産並びにその公正価値への調整額については、当該在外子会社の資産及び負債として扱われ、期末日の為替レートで換算されます。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の在外連結子会社では、それぞれを連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

<会計上の見積りに関する注記>

1. DMG MORI AKTIENGESSELLSCHAFT (以下、DMG MORI AG) の取得により生じたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	67,873百万円
耐用年数を確定できない無形資産	33,847百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、定期的な償却計算を行わず、毎年、減損の兆候の有無に係らず減損テストを実施しております。

DMG MORI AGに係るのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の回収可能価額は、これらが配分された資金生成単位又は資金生成単位グループの使用価値により測定しております。当該使用価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、回収可能価額の金額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 5,132百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しておりますが、当該回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて決定した各将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。当該将来事業年度の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

3. ドミネーション・アグリーメントにより発生した金融負債

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 53,876百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い生じた株式買取義務及び年度毎の継続補償額について、買取単価あるいは年度補償額と対象株式数に基づき、連結会計年度末において将来支払が見込まれる金額を算定するとともに、支払が生じると予想される時期を合理的に見積り、この割引現在価値を算定しております。そのため、これらの負債算定に関しては、株式の買取や支払に関する条件、及び将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、負債の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

<連結財政状態計算書に関する注記>

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	3,140百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	120,223百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
3. 使用権資産の減価償却累計額	13,716百万円
4. 債務保証	
(1) 販売先のリース料支払等に対する債務保証	1,941百万円
(2) その他の債務保証	493百万円

<連結損益計算書に関する注記>

該当事項はありません。

<連結持分変動計算書に関する注記>

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	125,953,683	—	—	125,953,683

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,943,804	425	960,025	984,204

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 425株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

 自己株式の処分による減少 467,600株

 新株予約権 (ストック・オプション) の行使による減少 479,500株

 譲渡制限付株式の付与による減少 12,925株

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（百株）			
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
当社	2016年 ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	6,000	－	6,000	－
当社	2021年 2024年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債	普通株式	－	15,424	－	15,424

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,250	10	2020年12月31日	2021年3月30日
2021年8月5日 取締役会	普通株式	1,253	10	2021年6月30日	2021年9月10日

(注) 1. 2021年3月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（DMG森精機従業員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する配当9百万円を含めております。

2. 2021年8月5日取締役会決議による配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（DMG森精機従業員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する配当6百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月22日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	3,767	30	2021年12月31日	2022年3月23日

(注) 2022年3月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（DMG森精機従業員持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する配当14百万円を含めております。

5. ハイブリッド資本に関する事項

当社は、2016年9月に第1回永久劣後特約付ローン（以下、「第1回永久劣後ローン」）400億円及び第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）（以下、「第1回永久劣後債」）100億円、2020年8月に第2回永久劣後特約付ローン（以下、「第2回永久劣後ローン」）370億円、2020年10月に第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）（以下、「第2回永久劣後債」）80億円及び第3回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約）（以下、「第3回永久劣後債」）250億円の資金調達を行いました。2021年8月に第4回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）（以下、「第4回永久劣後債」）300億円の資金調達を行い、第1回永久劣後債の償還及び第1回永久劣後ローンの一部を弁済いたしました。

これらは、元本の弁済及び償還期日の定めがなく利息の任意繰延が可能であり、劣後特約の内容で定めた劣後事由（清算等）が発生した場合を除き支払義務がないこと等により、「資本性金融商品」に分類されると判断し、永久劣後ローン及び永久劣後債による調達額から発行費用を控除した額は、連結財政状態計算書上、資本の部に「ハイブリッド資本」として計上しております。

(1) 第1回永久劣後ローンの概要

- | | |
|--------------|--|
| ① 名称 | 第1回永久劣後特約付ローン |
| ② 調達額 | 400億円 |
| ③ 貸付人 | 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行 |
| ④ 借入実行日 | 2016年9月20日 |
| ⑤ 弁済期日 | 期日の定め無し
ただし、2021年9月20日以降の各利払日において、元本の全部又は一部の任意弁済が可能 |
| ⑥ 適用利率 | 2016年9月20日から2026年9月20日までは、6ヵ月Tiborをベースとした変動金利
以降は、6ヵ月Tiborをベースとし、1.00%ステップアップした変動金利 |
| ⑦ 利息支払に関する条項 | 利息の任意繰延が可能 |
| ⑧ 劣後特約 | 第1回永久劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する |

(2) 第1回永久劣後債の概要

- | | |
|--------|---|
| ① 名称 | 第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（劣後特約付・適格機関投資家限定） |
| ② 社債総額 | 100億円 |
| ③ 払込日 | 2016年9月2日 |
| ④ 償還期限 | 期限の定め無し
ただし、2021年9月2日以降の各利払日において、全部（一部は不可）の任意償還が可能 |
| ⑤ 適用利率 | 2016年9月2日から2021年9月2日までは、固定金利
以降は、6ヵ月ユーロ円Liborをベースとし、1.00%ステップアップした変動金利 |

- ⑥ 利息支払に関する条項 利息の任意繰延が可能
- ⑦ 劣後特約 第1回永久劣後債の社債権者は、社債要項に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する
- ⑧ 借換制限条項 第1回永久劣後債の任意償還又は買入れを行う場合には、信用格付業者から第1回永久劣後債と同等以上の資本性を有するものと承認される等の条件を満たした証券又は債務により第1回永久劣後債を借り換えることを意図している
- ただし、5年経過以降、以下のいずれも充足する場合には、当該借換えを見送る可能性がある
- ①調整後の連結株主資本金額が1,512億円を上回った場合
- ②調整後の連結株主資本比率が26.8%を上回った場合
- なお、上記の各数値は以下にて計算されるものとする
- 調整後の連結株主資本金額
 =親会社の所有者に帰属する持分合計－その他の資本の構成要素－ハイブリッド資本
- 調整後の連結株主資本比率
 =上記にて計算される調整後の連結株主資本金額÷資産合計

(3) 第2回永久劣後ローンの概要

- ① 名称 第2回永久劣後特約付ローン
- ② 調達額 370億円
- ③ 貸付人 三井住友信託銀行株式会社、株式会社南都銀行 他8行
- ④ 借入実行日 2020年8月31日
- ⑤ 弁済期日 期日の定め無し
- ただし、2025年8月29日以降の各利払日において、元本の全部又は一部の任意弁済が可能
- ⑥ 適用利率 2020年8月31日から2025年8月29日までは、固定金利以降は、6ヶ月Tiborをベースとし、1.00%ステップアップした変動金利
- ⑦ 利息支払に関する条項 利息の任意繰延が可能
- ⑧ 劣後特約 第2回永久劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する

- ⑨ 借換制限条項
- 第2回永久劣後ローンを任意弁済する場合には、信用格付業者から第2回永久劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと承認される等の条件を満たした証券又は債務により第2回永久劣後ローンを借り換える必要があるただし、5年経過以降、以下のいずれも充足する場合には、この限りではない
- ①調整後の連結株主資本金額が1,512億円以上である
- ②調整後の連結株主資本比率が26.8%を上回る
- なお、上記の各数値は以下にて計算されるものとする
- 調整後の連結株主資本金額
 =親会社の所有者に帰属する持分合計－その他の資本の構成要素－ハイブリッド資本
- 調整後の連結株主資本比率
 =上記にて計算される調整後の連結株主資本金額÷資産合計

(4) 第2回永久劣後債の概要

- ① 名称 第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)
- ② 社債総額 80億円
- ③ 払込日 2020年10月29日
- ④ 償還期限 期限の定め無し
ただし、2023年10月29日以降の各利払日において、全部(一部は不可)の任意償還が可能
- ⑤ 適用利率 2020年10月29日から2023年10月29日までは、固定金利以降は、6ヵ月ユーロ円Liborをベースとし、3.00%ステップアップした変動金利
- ⑥ 利息支払に関する条項 利息の任意繰延が可能
- ⑦ 劣後特約 第2回永久劣後債の社債権者は、社債要項に定める劣後事由(清算等)が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する
- ⑧ 借換制限条項 なし

(5) 第3回永久劣後債の概要

- ① 名称 第3回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)
- ② 社債総額 250億円
- ③ 払込日 2020年10月29日
- ④ 償還期限 期限の定め無し
ただし、2027年10月29日以降の各利払日において、全部(一部は不可)の任意償還が可能
- ⑤ 適用利率 2020年10月29日から2027年10月29日までは、固定金利以降は、6ヵ月ユーロ円Liborをベースとし、3.00%ステップアップした変動金利
- ⑥ 利息支払に関する条項 利息の任意繰延が可能

⑦ 劣後特約	第3回永久劣後債の社債権者は、社債要項に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する
⑧ 借換制限条項	なし
(6) 第4回永久劣後債の概要	
① 名称	第4回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）
② 社債総額	300億円
③ 払込日	2021年8月31日
④ 償還期限	期限の定め無し ただし、2026年8月31日以降の各利払日において、全部（一部は不可）の任意償還が可能
⑤ 適用利率	2021年8月31日から2026年8月31日までは、固定金利以降は、1年国債をベースとし、1.00%ステップアップした変動金利
⑥ 利息支払に関する条項	利息の任意繰延が可能
⑦ 劣後特約	第4回永久劣後債の社債権者は、社債要項に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する
⑧ 借換制限条項	第4回永久劣後債の任意償還又は買入れを行う場合には、信用格付業者から第4回永久劣後債と同等以上の資本性を有するものと承認される等の条件を満たした証券又は債務により第4回永久劣後債を借り換えることを意図している ただし、5年経過以降、以下のいずれも充足する場合には、当該借換えを見送る可能性がある ①調整後の連結株主資本金額が1,512億円を上回った場合 ②調整後の連結株主資本比率が26.8%を上回った場合 なお、上記の各数値は以下にて計算されるものとする 調整後の連結株主資本金額 ＝親会社の所有者に帰属する持分合計－その他の資本の構成要素－ハイブリッド資本 調整後の連結株主資本比率 ＝上記にて計算される調整後の連結株主資本金額÷資産合計

(7) ハイブリッド資本に係る支払額

当連結会計年度におけるハイブリッド資本に係る支払額は、以下のとおりであります。

種類	支払日	支払の総額 (百万円)
第1回永久劣後ローン	2021年3月22日	439
	2021年9月21日	20,448
第2回永久劣後ローン	2021年2月26日	181
	2021年8月31日	188
第1回永久劣後債	2021年3月1日	93
	2021年9月2日	10,093
第2回永久劣後債	2021年4月28日	40
	2021年10月28日	40
第3回永久劣後債	2021年4月28日	300
	2021年10月28日	300

当連結会計年度末におけるハイブリッド資本の残高は、以下のとおりであります。

種類	残高 (百万円)
第1回永久劣後ローン	20,000
第2回永久劣後ローン	37,000
第1回永久劣後債	—
第2回永久劣後債	8,000
第3回永久劣後債	25,000
第4回永久劣後債	30,000

(8) 当連結会計年度において、第1回永久劣後ローンの一部弁済及び第1回永久劣後債の償還を実施しております。弁済及び償還額とハイブリッド資本減少額との差額300百万円は、資本剰余金として計上しております。なお、同額を資本剰余金から利益剰余金へ振り替えております。

6. その他の資本の構成要素に関する事項

(単位：百万円)

	確定給付制度 の再測定	在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・フロー・ ヘッジの 公正価値の 純変動の 有効部分	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 される金融資産 の公正価値の 変動	新株予約権	合計
2021年1月1日残高	—	△24,632	27	3,290	166	△21,148
その他の包括利益	380	7,034	△473	10,828	—	17,769
自己株式の処分	—	—	—	—	△132	△132
株式報酬取引	—	—	—	—	△33	△33
転換社債型新株予約権付社債の発行	—	—	—	—	253	253
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△380	—	—	△3,985	—	△4,365
2021年12月31日残高	—	△17,598	△446	10,133	253	△7,657

<収益認識に関する注記>

当社グループは、顧客との契約について以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、工作機械の製造と販売、及び工作機械に関連するサービスやソリューションの提供を行っております。工作機械の販売においては、顧客との契約に基づき、製品の支配が顧客に移転した時点（通常は、出荷時、据付時、または検収時）で収益を認識しております。また、工作機械に関連するサービスやソリューションについては、当社グループが顧客との契約に基づいて履行義務を充足した時点（通常は、サービス提供時等）で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品を減額しております。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、重要な値引及びリベートはありません。

地域別の収益とセグメント売上収益の関連は、以下のとおりであります。

当連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額		連結損益 計算書計上 額
	マシンツ ール	インダスト リアル ・サービス	合計	全社機能	消去	
売上収益						
日本	89,894	46,916	136,810	－	△73,659	63,151
ドイツ	145,588	24,710	170,299	1,538	△70,203	101,634
米州	60,721	26,294	87,015	－	△11,775	75,240
その他欧州	102,799	38,165	140,965	－	△25,641	115,324
中国・アジア	33,875	17,097	50,973	－	△10,312	40,661
合計	432,880	153,184	586,064	1,538	△191,590	396,011

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に工作機械の製造及び販売事業を行うため、事業活動における資金需要に基づき、必要な資金の一部を新株式発行、社債発行、銀行からの借入金及び売掛債権流動化により調達しております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、営業債権及びその他の債権の一部に外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、ほとんどが短期間に決済されるものであります。

資本性金融商品（投資有価証券）は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務及びその他の債務は、一部に外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、ほとんどが短期間に決済されるものであります。

借入金は、DMG MORI AGの株式取得資金及び同社からの自己株式取得資金並びに運転資金として、また、社債は、設備投資に必要な資金として調達しております。借入金は、金利変動リスクに晒されております。また、営業債務並びに社債及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

外部株主への支払義務（ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い計上する負債）は、債務額を将来支払いが見込まれる期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値で算定しており、金利の変動に伴い債務額が変動し、純損益に影響を及ぼすリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は「与信管理規程」に従い、営業債権について相手先毎の与信残高管理及び期日管理を行うとともに、信用情報の定期的な把握に努めております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の帳簿価額により表されております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権、債務及びその他の債権、債務の為替変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

金利変動リスクに対しては、社債の支払利息は固定金利とし、長期借入金の支払利息の一部は、固定金利とするもしくは金利スワップにより、金利上昇のリスクヘッジを行っております。

資本性金融商品（投資有価証券）の市場価格変動リスクに対しては、定期的に時価や取

引先企業の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、社内の「ワークフロー規程」に従い、個別に担当取締役の決裁を受け、取引の実行及び管理は財務部が行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2021年12月31日における帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	47,298	47,298
営業債権及びその他の債権	59,677	59,677
貸付金及びその他の金融資産	8,382	8,382
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
その他の金融資産（株式）	18,256	18,256
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
デリバティブ資産	907	907
合計	134,522	134,522
償却原価で測定される金融負債		
営業債務及びその他の債務	54,169	54,169
社債及び借入金	95,393	95,444
その他の金融負債 （外部株主への支払義務）	53,876	53,848
その他の金融負債（優先株式）	14,957	14,968
その他の金融負債（リース負債等）	26,893	26,893
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
デリバティブ負債	1,356	1,356
合計	246,647	246,681

(注) 金融商品の公正価値の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
(償却原価で測定される金融資産)

- (1) 現金及び現金同等物
満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。
- (2) 営業債権及びその他の債権
満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。
- (3) 貸付金及びその他の金融資産
非流動のものの公正価値は、一定の期間毎に区分し、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(償却原価で測定される金融負債)

(1) 営業債務及びその他の債務

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(2) 社債及び借入金

社債の公正価値は、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しており、それ以外のものについては期末日の市場価格より算定しております。借入金のうち、非流動のもの公正価値は、一定の期間毎に区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(3) その他の金融負債

外部株主への支払義務（ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い計上する負債）の公正価値は、一定期間毎に区分し、外部株主に対して将来支払が見込まれる金額をその期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

当社グループが発行した負債性金融商品のうち、将来、現金を優先株式の保有者に引き渡す義務を負っているものについて、IFRSでは金融負債として認識しております。当該優先株式の公正価値は、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

リース負債等の公正価値は、一定の期間毎に区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(1) その他の金融資産（株式）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格、非上場株式の公正価値については主として純資産価値に基づく評価技法等により算定しております。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債)

(1) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

為替予約については、先物為替相場等によって公正価値を算定しております。

金利スワップについては、将来キャッシュ・フロー額を満期までの期間及び報告期末日現在の金利スワップ利率により割り引いた現在価値により算定しております。

<投資不動産に関する注記>

該当事項はありません。

<企業結合に関する注記>

該当事項はありません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 1,703円51銭

(注) 1. 親会社の所有者に帰属する持分(ハイブリッド資本を含む)を、普通株式の期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。

2. 1株当たり親会社所有者帰属持分の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式については、自己名義所有株式を控除する他、野村信託銀行株式会社(DMG森精機従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式(当連結会計年度末499,500株)を控除して算定しております。

2. 基本的1株当たり当期利益 91円75銭

(注) 1. 親会社の所有者に帰属する当期利益よりハイブリッド資本所有者の持分相当額を控除した金額を、普通株式の期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。

2. 基本的1株当たり当期利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式を控除する他、野村信託銀行株式会社(DMG森精機従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式(期中平均株式数701,131株)を控除して算定しております。

< ドミネーション・アグリーメントに関する注記 >

1. ドミネーション・アグリーメント

当社の連結対象会社であるDMG MORI GmbHとDMG MORI AGとの間でのドミネーション・アグリーメントが2016年8月24日に発効されました。

ドミネーション・アグリーメントとは、ある会社から他の会社の意思決定機関である取締役会に対して直接的な指示が可能となるドイツ法制に基づく契約です。また、これにより2016年度以降のDMG MORI AGの利益及び損失はDMG MORI GmbHに移転します。

DMG MORI GmbH以外のDMG MORI AG株主(以下、「外部株主」)は、DMG MORI AG株式の買取を請求するか、請求しない場合には継続的に補償金を受領することができます。DMG MORI GmbHは外部株主による株式買取請求に対して、DMG MORI AG株式1株当たり37.35ユーロで応じる義務があります。また、株式買取請求をしない外部株主に対しては、年度毎にDMG MORI AG株式1株当たり1.17ユーロ(税込)の継続補償を支払う義務があります。

当初、株式買取請求に応じる義務のある期間は、ドミネーション・アグリーメントの発効日から2ヵ月間の予定でしたが、外部株主から株式買取請求価額及び年度毎の継続補償額について再評価の申し立てが裁判所に提起されたため、株式買取請求期間はドイツ法制に基づいて裁判終結の告知の2ヵ月後まで延長されております。なお、株式買取請求価額及び年度毎の継続補償額については、ドイツの裁判所が指名した監査人が公正な価額として監査したものであり、当社は妥当な価額であると考えております。

2. 会計処理の概要

ドミネーション・アグリーメントの発効により、将来支払が見込まれる金額の割引現在価値をその他の金融負債に計上しております。外部株主に対する将来支払いが見込まれる金額の割引現在価値を当連結会計年度末で再評価した結果、連結財政状態計算書のその他の金融負債（流動）53,876百万円、連結損益計算書の金融費用1,758百万円を計上しております。

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
2021年1月1日 期首残高	51,115	28,846	22,759	51,605	319	7,640	7,960	△3,396	107,285
事業年度中の変動額									
資産圧縮積立金の取崩					△17		17	—	—
剰余金の配当						△1,250	△1,250		△1,250
剰余金の配当(中間配当)						△1,253	△1,253		△1,253
当期純利益						2,751	2,751		2,751
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△187	△187				1,757	1,569
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△187	△187	△17	264	247	1,756	1,815
2021年12月31日 期末残高	51,115	28,846	22,571	51,417	302	7,905	8,207	△1,639	109,101

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年1月1日 期首残高	3,614	30	1,965	5,610	166	113,062
事業年度中の変動額						
資産圧縮積立金の取崩						—
剰余金の配当						△1,250
剰余金の配当(中間配当)						△1,253
当期純利益						2,751
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						1,569
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△2,358	△446		△2,805	87	△2,718
事業年度中の変動額合計	△2,358	△446	—	△2,805	87	△902
2021年12月31日 期末残高	1,255	△416	1,965	2,804	253	112,159

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原 材 料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

機械及び装置 2年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金……………製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ法を採用しており、為替予約取引及び金利スワップ取引をヘッジ手段とし、外貨建予定取引及び借入金をヘッジ対象としております。

5. 収益及び費用の計上基準

（ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準）

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号

2018年2月16日) 第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

<表示方法の変更>

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

<会計上の見積りに関する注記>

DMG MORI GmbHに対する関係会社出資金の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社出資金 118,271百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、子会社株式及び関連会社株式について、移動平均法による原価法により評価しております。DMG MORI GmbHに対する出資金は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、財政状態の悪化等により株式の実質価額が取得価額と比較して著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、その帳簿価額を実質価額まで減額し、評価差額を当期の損失として計上することとしております。

当社は、2015年4月にDMG MORI GmbHを通じてDMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT(現DMG MORI AG)の株式を公開買付けにより追加取得し、連結子会社化しております。このためDMG MORI GmbHの出資金の実質価額には、DMG MORI AG株式を追加取得する際に見込んだ超過収益力が含まれております。

当社は、DMG MORI GmbHの出資金の評価にあたり、DMG MORI AG株式の事業計画の基礎となる売上高成長率及び売上高に対する営業費用の比率が、DMG MORI AG株式の追加取得時に見込んだ想定と重要な乖離が生じていないかを踏まえ、超過収益力に毀損が生じていないかどうかを判定しております。当事業年度においては、検討の結果、DMG MORI GmbHの出資金の減損処理は不要であると判断しております。

DMG MORI AG株式の事業計画の基礎となる売上高成長率は工作機械市場が景気変動による設備投資需要の増減の影響を大きく受ける傾向にあること、また売上高に対する営業費用の比率は前述の景気変動による影響に加え、原材料費の上昇リスクの影響を受けることから、見積りの不確実性が高く、前提とした状況が変化した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行う可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	69,174百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	124,081百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,317百万円
関係会社に対する短期金銭債務	52,328百万円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額金のうち評価益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に1,278百万円計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に1,965百万円計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日

2002年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△4,152百万円

4. 債務保証

販売先のリース料支払に対する債務保証 987百万円

5. 長期借入金には永久劣後特約付ローン57,000百万円、社債には無担保永久社債63,000百万円が含まれております。

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引：	売上高	86,015百万円
	仕入高	17,377百万円
	営業費用	6,429百万円
	営業取引以外の取引高	13,722百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,824,870	425	947,100	878,195

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 425株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の処分による減少 467,600株

新株予約権（ストック・オプション）の行使による減少 479,500株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

固定の部

繰延税金資産

投資有価証券評価損	712百万円
関係会社株式評価損	1,064百万円
関連会社株式現物出資差額	602百万円
たな卸資産	1,523百万円
貸倒引当金	832百万円
製品保証引当金	208百万円
減価償却超過額	338百万円
一括償却資産	12百万円
繰越欠損金	4,105百万円
その他	1,427百万円
繰延税金資産小計	10,827百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,105百万円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△5,895百万円
評価性引当額小計	△10,000百万円
繰延税金資産合計	826百万円
繰延税金負債	
資産圧縮積立金	132百万円
その他有価証券評価差額金	466百万円
繰延ヘッジ損益	8百万円
その他	25百万円
繰延税金負債合計	633百万円
繰延税金資産の純額	193百万円
再評価に係る繰延税金負債	1,278百万円

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

工作機械事業における工場設備（建物）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内	705百万円
1年超	2,159百万円
計	2,865百万円

< 関連当事者との取引に関する注記 >

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	DMG MORI GmbH	所有 直接100.0	役員の兼務	貸付金の返済 利息の受取 子会社株式の買入 (注) 1、2	199 1,200 4,240	短期貸付金 未収入金	89,092 1,007
子会社	DMG 森精機 セールズアンドサービス 株式会社	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	借入金の返済 利息の支払 配当金の受取 (注) 1、3	7,807 332 5,000	短期借入金	21,087
子会社	DMG MORI Sports Marketing SAS	所有 間接100.0	役員の兼務	貸付金の返済 利息の受取 (注) 1	417 3	短期貸付金 未収入金	717 0
子会社	MORI SEIKI ISRAEL LTD.	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	利息の受取 (注) 1	3	短期貸付金 未収入金	852 1
子会社	DMG 森精機 (天津) 機床 有限公司	所有 直接100.0	当社製品の製造及 び販売 原材料の共同購入 役員の兼務	利息の支払 (注) 1	75	短期借入金 未払金	2,529 71
子会社	DMG MORI SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 (注) 1	1,156 20	短期借入金 未払金	1,387 6
子会社	DMG MORI Taiwan CO. LTD.	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 (注) 1	517 6	短期借入金 未払金	517 1
子会社	DMG 森精機 Used Machines 株式会社	所有 直接100.0	原材料の共同購入 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 (注) 1	98 4	短期借入金	1,153
子会社	株式会社 サキコボレーション	所有 直接 68.5	役員の兼務	資金の貸付 利息の受取 借入金の返済 (注) 1	539 9 16	短期貸付金 未収入金	2,203 0
子会社	株式会社 マグネスケール	所有 直接100.0	役員の兼務	資金の借入 利息の支払 配当金の受取 (注) 1、3	384 1 220	短期借入金	741

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	ジェームス ヌド	被所有 直接0.00	当社取締役副社長	新株予約権の行使 (注) 4、5	16	-	-

- (注) 1. 資金の貸付及び借入の取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 子会社の所有していた海外子会社の株式を買い入れたものであります。買入金額については、市場価格に基づいて決定しております。
3. 配当金の額については、子会社との間で協議して決定しております。
4. 2016年9月13日開催の当社取締役会の決議により付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。
5. 当事業年度に行使されたすべての新株予約権は、取締役が執行役員として在籍中に付与されたものであります。
6. 上記のほか、子会社への債権に対して貸倒引当金2,825百万円、貸倒引当金繰入額196百万円を計上しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額 894円71銭

2. 1株当たり当期純利益 22円07銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式を控除する他、野村信託銀行株式会社（DMG森精機従業員持株会専用信託口）が所有する当社株式（当事業年度末499,500株、期中平均株式数701,131株）を控除して算定しております。

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

< 追加情報 >

(子会社設立)

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、2021年4月30日を効力発生日として新設分割により子会社「DMG森精機プレジジョンコンポーネンツ株式会社」を設立することを決議いたしました。2021年5月12日開催の取締役会にて、会社分割（新設分割）ではなく当社の出資により同社を設立することを決議し、2021年6月1日に設立いたしました。

1. 子会社設立の目的（従来から変更なし）

工作機械のコア技術である主要ユニット部品の製造部門を別会社として分離することで、独立した法人として個別採算管理をこれまで以上に徹底すること、また経営責任の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を実現し、本承継事業の競争力及び当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 会社分割（新設分割）ではなく、当社の出資による子会社設立とした理由

当社が人員、資産を全社的に管理することを基本方針とし、新設子会社の要員、設備等は当社からの出向、リースによることにいたしました。以上により、当社の出資により子会社を設立することにいたしました。

3. 設立した子会社の概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 名称 | : DMG森精機プレジジョンコンポーネンツ株式会社 |
| (2) 事業内容 | : 工作機械向け主要ユニット部品の製造、販売 |
| (3) 設立年月日 | : 2021年6月1日 |
| (4) 本店所在地 | : 三重県伊賀市御代201番地 |
| (5) 代表者 | : 代表取締役社長 中務 陽介 |
| (6) 資本金の額 | : 100百万円 |
| (7) 持分比率 | : 当社 100% |

(委託契約)

当社は、2022年1月1日に、当社子会社である「DMG森精機製造株式会社」との間で工作機械の加工・組立事業の委託契約を締結し、同日より当該子会社への委託を開始いたしました。

1. 製造委託の目的

工作機械の加工・組立部門を別会社として分離することで、独立した法人として個別採算管理をこれまで以上に徹底すること、また経営責任の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を実現し、当事業の競争力及び当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 委託先子会社の概要

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 名称 | : DMG森精機製造株式会社 |
| (2) 事業内容 | : 工作機械の加工、組立 |
| (3) 本店所在地 | : 三重県伊賀市御代201 |
| (4) 代表者 | : 代表取締役社長 玉井 宏明 |
| (5) 資本金の額 | : 100百万円 |
| (6) 持分比率 | : 当社 100% |

3. 今後の見通し

本委託契約が翌事業年度の業績に与える影響は軽微であります。